

長岡京市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び長岡京市議会会議規則第14条の規定により、みだしの議案を別紙のように提出する。

令和3年3月22日

長岡京市議会議長 様

提出者 上 村 真 造

賛成者 小 原 明 大

三 木 常 照

進 藤 裕 之

八 木 浩

福 島 和 人

山 本 智

(提案理由)

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資すること、及び請願書の記載事項等の見直しを行うため、規則の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会会議規則の一部を改正する規則

長岡京市議会会議規則（昭和48年長岡京市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> | <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>    |
| <p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する</p>  | <p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> |

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第136条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、</u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4・5 【略 項の繰下げ】</u></p> | <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第136条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、</u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p><b>【加える】</b></p> <p><u>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3・4 【略】</u></p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。